

平成23・24年度国有林野事業特別会計において行う契約に係る競争参加資格の審査（インターネットによる申請を含む）の申請についてのお知らせ

林野庁

国有林野事業特別会計において発注する「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」の契約に係る一般競争に参加するため、平成23年4月からの資格を得ようとする者は、下記事項を御了知の上、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に必要書類を添えて申請して下さい。また、本年度よりインターネットによる申請も受け付けております。（以下「インターネット一元受付」という。）手続き等については、下記をご参考いただくとともに、次のインターネット一元受付の説明ホームページアドレス（国土交通省ホームページ）をご確認下さい。

<http://www.mlit.go.jp/common/000125240.pdf>

記

1 契約の種類及び業種の区分

（1）建設工事契約

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

（2）測量・建設コンサルタント等契約

測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

2 申請の時期及び方法

（1）申請の時期

持参する場合 平成23年1月26日から平成23年2月25日まで（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く10:00～16:00（12:00～13:00は除く。）とする。）に申請してください。

郵送の場合 平成23年1月26日から平成23年2月18日（当日消印有効）までに郵送（書留郵便に限る。）してください。

インターネットの場合 平成22年12月1日から平成23年1月14日までの間（平成22年12月29日から平成23年1月3日までの間は除く。（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く9:00～17:00））に、建設工事の申請者は、次のホームページアド

レスへのアクセスにより、申請用データを送信してください。

<https://www.pqr.mlit.go.jp>

また、測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信してください。

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

なお、インターネットによる申請を除き、上記期限経過後の申請も随時受け付けるが、期限経過後に申請した場合、資格付与が希望する入札に間に合わない場合があります。

(2) 申請の方法

① 申請書の入手方法

当会計所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、林野庁及び各森林管理局のホームページへアクセスして平成22年11月17日から入手することができます。

また、インターネットを使用して申請をする場合は、上記2（1）に掲げるアドレスにアクセスし、平成22年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成23年1月14日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとします。

② 申請書の提出先

林野庁本庁又は森林技術総合研修所の発注に係る一般競争に参加する資格の審査を受けようとする者は林野庁長官に、森林管理局又は同局が管轄する森林管理署等の発注に係る一般競争に参加する資格の審査を受けようとする者は当該森林管理局長に、申請書を提出してください。

なお、複数の競争参加資格を得ようとする者は、申請書にその旨を記載した上で本社（店）の所在する林野庁及び森林管理局（以下、「森林管理局等」という。）に提出すれば足りるので、2以上の申請書を複数の提出先に提出しないでください。

インターネットによる申請の場合においても、本社（店）の所在する森林管理局等を主たる申請局として選択し、送信してください。

③ 申請書の提出方法

持参又は郵送により、申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が所在する下記5に掲げる「申請書の提出場所」に持参又は郵送により提出してください。（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがあります。）

また、申請書の提出にあたっては、持参、郵送又はインターネットを利用した申請であっても、資格審査結果を送付するための返信用封筒（切手貼付、宛先記載）を提出願います。

建設工事における参加資格審査について、インターネットにより申請する場合は、上記2（1）に掲げるアドレスにアクセスし、ダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データに入手したパスワードを入力して送信してください。ただし、添付書類として、建設工事契約の場合にあっては、以下に掲げる④の

力の書類を、受付期間内に下記 6（１）に掲げる送付先にファクシミリにより送信してください（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く）。

なお、申請者が総合数値の算定に必要な専門技術者及び工事成績を有する場合には、森林管理局等のホームページにアクセスして、申請書を取得し、当該事項を記載、添付の上、申請する森林管理局等に持参又は郵送により提出してください。

測量・建設コンサルタント等における参加資格審査について、インターネットにより申請する場合は、上記 2（１）に掲げるアドレスにアクセスし、ダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データに入手したパスワードを入力して送信してください。ただし、添付書類として、上記 2（１）に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに下記（２）⑤のウ～カまでに掲げる書類を添付し下記 6（２）に掲げる送付先に郵送（書留郵便）してください。

なお、経常共同企業体等複数の者による申請の受付はできないので、このような場合は、持参又は郵送による申請をしてください。

また、インターネットにより申請する場合であっても、申請者が合併新設会社等で合併後 5 年未満の場合には、以下に掲げる④キの書類を本社（店）が所在する下記 5 に掲げる「申請書の提出場所」に持参又は郵送により提出してください。

④ 建設工事契約に係る競争参加資格付与の申請をする場合の添付書類

ア 営業所一覧表

イ 建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

ウ 工事経歴書

エ 総合評定値通知書（建設業法第 27 条の 29 第 2 項の規定により通知されたもので、申請日の直近のものです。なお、平成 21 年 6 月 30 日以降を審査基準日として平成 20 年 4 月 1 日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評価値を基に資格審査を行います。）の写し

オ 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

カ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式その 3、その 3 の 2 又はその 3 の 3 の写し）

キ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後 5 年未満の場合には、当該事実を証明する書類

ク グループ経営事項審査又は持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

ケ 行政書士等の代理申請による場合には、同代理申請に係る委任状

⑤ 測量・建設コンサルタント等契約に係る競争参加資格付与の申請をする場合の添付書類

ア 技術者経歴書

イ 営業所一覧表

ウ 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し

エ 登録証明書等又はその写し

オ 財務諸表類

カ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3の写し）

キ 行政書士等の代理申請による場合には、同代理申請に係る委任状

3 競争参加資格を付与しない者

- （1） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する
- （2） 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人や支配人その他の使用人として使用する者
- （3） 数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体（以下「共同企業体」という。）であって、(1)及び(2)までに該当する構成員を含む者
- （4） 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- （5） 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経常事項審査を受けていない者
- （6） 経営事項審査において、総合評定値通知書を受けていない者

4 その他

- （1） 国有林野事業特別会計における建設工事の資格審査については、客観的事項（経営事項審査における審査数値）及び主観的事項（専門的技術者の状況、工事成績の審査数値）に基づき資格の等級区分を決定します。なお、建築工事については、客観的事項に基づき決定します。
- （2） 経常建設共同企業体については、同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできません。また、経常建設共同企業体への経営事項評価点数及び技術評価点数の加算調整措置については、合併計画を明らかにした書面を提出した場合に限り、一定期間行います。

5 申請書の提出場所

受付部局	住所	提出場所	電話番号
林野庁	〒100-8952 千代田区霞が関一丁目2番1号	国有林野部職員・厚生課福利厚生室 施設営繕班営繕係	(03)3502-8111 内線6335
北海道森林管理局	〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条七丁目70番	経理課主計係	(011)622-5214
東北森林管理局	〒010-8550 秋田市中通五丁目9番16号	経理課支出係	(018)836-2186
関東森林管理局	〒371-8508 前橋市岩神町四丁目16番25号	経理課企画係	(027)210-1149
中部森林管理局	〒380-8575 長野市大字栗田715番地5	経理課計理主任	(026)236-2577
近畿中国森林管理局	〒530-0042 大阪市北区天満橋一丁目8番75号	経理課企画係	(06)6881-3500
四国森林管理局	〒780-8528 高知市丸ノ内一丁目3番30号	経理課企画係	(088)821-2060
九州森林管理局	〒860-0081 熊本市京町本丁2番7号	総務部契約適正化 専門官室	(096)328-3520

6 インターネット一元受付による送付先

(1) インターネット一元受付システムヘルプデスク（建設工事）

ファクシミリ番号 (082) 502-9112

(2) インターネット一元受付システムヘルプデスク（測量・設計コンサルタント）

添付書類郵送先 〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町16-1 二日町東急ビル
5階 東北地方整備局一元受付ヘルプデスクあて
電話番号 (022) 211-5520